

湯川村告示第 39 号

本村の区域内の字の区域を次のとおり画定する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、同法同条第2項の規定による告示の日から生ずる。

平成26年 7月28日

湯川村長 大塚 節雄



別紙

字 区 域 画 定 調 書

新たな字名	同左に包含される区域	
	字 名	地 番
美田園	大字清水田字田中	84から86まで